

# EU カナダ FTA (CETA) の交渉状況

2013 年 7 月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ブリュッセル事務所

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

2009年10月に第1回交渉を行ったEUとカナダの包括的経済貿易協定（CETA）が交渉開始から3年半の時を経て、最終段階に入っている。2013年2月の閣僚会談では妥結に至らなかったものの、その後も継続的に会合が開催され集中討議が行われている。EUにとって初めてのG8メンバー国との交渉となるCETAの現状を報告する。

## 目次

1. CETAの概要 .....	1
2. 主な争点 .....	2
(1) 非関税措置 .....	2
(2) サービスと投資 .....	3
(3) 公共調達 .....	6
(4) 地理的表示（GI） .....	7

### 【免責条項】

本レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）が交渉の現状と課題についてブリュッセルのホーガンロベルズ法律事務所に調査を委託し、仮訳したものです。交渉は依然進行中であり、2013年3月時点での交渉状況を報告する本レポートと現状の交渉状況は異なっている可能性があります。

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

## 1. CETA の概要

EU とカナダの包括的経済・貿易協定 (CETA) <sup>1</sup>の交渉は進行中である。欧州委員会のドゥ・グリュト委員 (通商担当) とカナダのエド・ファスト国際貿易相は約 4 年間にわたる交渉を終結させるべく 2013 年 2 月 6～7 日にオタワで会談を行ったが、合意には至らなかった。欧州委との私的な懇談によると、EU は特に農業分野における市場アクセスの拡大と地理的表示 (GI) の保護について、バランスのとれた野心的な内容にするべく苦心しているという。

また、カナダ側は市民やいくつかの自治体からの反対にあい、交渉妥結のための政治的意志が欠落している模様。EU では、貿易でより大きなシェアを占める日本や米国<sup>2</sup>との FTA 交渉に注目が集まっており、CETA がそれほど魅力的なものではなくなっている。

CETA は貿易、投資の広範な分野をカバーしている。

- **物品貿易** : 最大 7 年かけて、約 99%の関税が撤廃される予定。特定のセンシティブな農産品の市場アクセスについては、関税割り当てを活用するとみられる。しかし、この市場アクセスオファーが成功するかどうかは、技術的に複雑な分野である原産地規則の交渉において満足のいく結果を獲得できるかどうかにかかっているとみられる。
- **サービス貿易** : EU は、市場アクセスのより大きな自由化が期待できるネガティブリスト方式<sup>3</sup>の採用に合意した。
- **公共調達** : カナダは、EU の入札者が地方政府や自治体の機関、大学や学校、病院部門における公共調達に参加することを認めるなど、非常に包括的な提案をすると思われる。

注意点として、CETA 交渉はまだ妥結に至っていないため、この分析は協定の最終文書が入手可能となった時点で更新が必要である。

---

<sup>1</sup> (訳注) CETA の経緯および課題については、2011 年 7 月ユーロトレンドのレポート「EU・カナダ FTA (CETA) の交渉の課題」を参照のこと。

[http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000676/eu\\_canada\\_gikaisiryoku.pdf](http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000676/eu_canada_gikaisiryoku.pdf)

<sup>2</sup> 2011 年、EU にとって米国が最大の貿易相手国であり、日本は 7 番目、カナダは 11 番目。

<sup>3</sup> (訳注) 原則すべての分野が自由化の対象となり、約束表に記載した制限のみ認められるもの。反対に、「ポジティブリスト」とは、約束表に掲載した分野のみ自由化の対象となるもの。

## 2. 主な争点

EU 関係者などからの情報によれば、CETA の争点は以下のとおり（なお、交渉は現在も行われているため、以下は必ずしも最新の状況を反映するものではない）。

### (1) 非関税措置

#### ① 規制協力

EU とカナダは CETA において、それぞれの規制面でのアプローチを調和させることはないと思われる。物品やサービスの貿易に影響を与える新しい措置について 2 国間で規制協力を進展させる義務について合意したのみ。CETA では規制の調和はすべて自主的なものであることを明確にしており、EU・カナダのどちらも特定の規制協力活動に加わる義務はない。

しかし、両者は規制協力が相互の利益になると認識している。特に (i) 人間の生命、健康と安全や動植物の生命と健康、環境を保護する (ii) 規制による統治を強化し、よりよい規制をつくる (iii) 貿易と投資を円滑にする (iv) 競争力を強化し、イノベーションを促すのための環境を整える、といった共有する目的を達成する上で、規制協力の重要性が認識されている。

このため CETA は、2004 年の EU カナダ間の「規制協力と透明化の枠組み」<sup>4</sup>もとの規制協力活動に取って代わることになる。CETA は 2 国・地域間協議や情報交換、国際標準に関する協力、規制施行後の見直しや現在の規制上の違いの見直しなど、両者が行うべき規制協力のための活動を多くリスト化している。これらの活動は 2004 年の枠組みで既に設置されている規制協力委員会 (RCC) に主導され、監視される。そのため、この規制面でのアプローチが変わるかどうかは引き続き注視する必要がある。

#### ② 分野別規制

非関税措置の規制について、EU の非関税措置の関心としては、カナダの牛肉、豚肉、スイートコーン（これら 3 つで農業の関税分類の 78 を占める）、自動車・部品、化学品、繊維あんどが主なものとして報じられている。

##### ➤ 農産品

EU には牛肉と豚肉の貿易を制限する多くの法律がある<sup>5</sup>。例えば、食肉加工および衛生場における製造基準の厳しい要件<sup>6</sup>や、家畜生産でのホルモン剤の使用禁止<sup>7</sup>（カナダでは広く使われている）、狂牛病 (BSE) 予防のための貿易制限措置、食品や飼料に含まれる残留農薬の水準を制限する厳しいルールなどである。

---

<sup>4</sup> 2004 年に採択された規制協力に関する枠組みなどについては以下参照のこと。

[http://ec.europa.eu/enterprise/policies/international/cooperating-governments/canada/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/international/cooperating-governments/canada/index_en.htm)

<sup>5</sup> EU における肉製品の貿易に関する規制については以下参照のこと。

[http://ec.europa.eu/food/animal/animalproducts/meatproducts/preparations\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/animal/animalproducts/meatproducts/preparations_en.htm)

<sup>6</sup> 理事会指令 2002/99/EC に規定あり。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32002L0099:EN:NOT>

<sup>7</sup> 理事会指令 96/22/EC に規定あり。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31996L0022:EN:NOT>

2012年10月の欧州委の内部文書は、EUはセンシティブな農産品について、関税割り当て制度の活用によりカナダに対して追加的な市場アクセスを認めるであろうとしている。カナダにとって望ましい結果は、牛肉と豚肉それぞれで25万トンの新たな関税割り当ての追加であるという報道がある。

## ➤ 自動車

EUは国連欧州経済委員会(UNECE)の自動車の国際基準についてカナダの基準との同等性を承認するよう要請している。この点は、自動車の原産地規則に関する議論も含め<sup>8</sup>、交渉の争点の中でも抜いづらい問題だとされた(2012年10月時点)。カナダの安全性や排出の基準はEUと比べて優れているため、すべてのUNECEの基準の承認は必要ないとカナダは主張している。カナダ側のUNECEの基準採択に対する懸念は、米国がUNECEを承認していないことから、自動車の北米市場の統合を阻害することへの恐れが背景にあるとみられる。

欧州委の内部文書によると、両者はUNECE基準の承認する以外の解決方法も可能だと見込んでいるという。例えばカナダは、技術的なパラメーターではなく、安全性のレベルといった結果をもとに、UNECE基準との同等性を検証することができる。

EU韓国FTA(2011年7月1日暫定発効)では、CETAに比べて自動車貿易がより大きなシェアを占めていたこともあり、UNECE基準が採用された。韓国は、UNECE基準の同等性を認め、国内法と調和を図ることで合意した。例えば、

- (a) 中核の安全基準については、韓国側がUNECE規則を韓国基準と同等であることを、FTA発効日時点から承認することで合意した。
- (b) またそのほかの29のUNECE基準については、韓国は5年以内に調和することで合意した。
- (c) (a)にも(b)にも該当しないUNECE基準については、韓国は市場アクセスを制限しない方法で適用することで合意した。

なお、韓国はFTA発効後に採択する新しい基準はすべてUNECEに基づくこと、また既存のUNECE基準と異なる基準については3年ごとに見直しをし、異なる理由について評価することで、合意した。

## (2) サービスと投資

### ① 交渉方式

EUは伝統的に、サービスの自由化について、リストにある部門のみ自由化するポジティブリスト方式を採用してきた。同方式は、リストに記載されないサービスは現存するものもあるいは将来的に現れうるものも自由化の対象に含めないため、より保守的なアプローチと理解されるが、EU韓国FTAでは同方式であっても高度な自由化を達成したとEUは主張。他方、カ

---

<sup>8</sup> カナダの自動車製品ではNAFTAを活用した米国産やメキシコ産の自動車部品が多く用いられているため、EUが提案する原産地規則を満たさない可能性が高い。そのため、カナダはその点を懸念し自動車の原産地規則の緩和を求めているが、EUにはその意志があまりないようだ。

ナダは明確にリスト化されたもの以外すべて自由化するネガティブリスト方式の支持者であり、北米自由貿易協定（NAFTA）でも同方式が採用された。

CETA ではカナダがネガティブリスト方式が最も有益な手法であるとして欧州委の説得に成功した。欧州委はモード 1（国境を越えたサービス）とモード 4（人の移動）<sup>9</sup>について一定の留保を求める加盟各国を説得する必要があった。加盟各国は、カナダが成熟した比較的自由な経済を謳歌しており、地方レベルでの公共調達やサービスに関して一定の譲歩をみせたことを考慮し、最終的に納得した。おそらく、EU はネガティブリスト方式の利点を認めるようになったのだ。実際に、その後のインドとの FTA 交渉でも同方式を提案した。欧州委の関係者によると、今後の FTA 交渉でも場合によっては EU がネガティブリスト方式を採用する可能性があるという。

## ② 人の移動

サービスの中でも、ある国の個人が別の国に移動してサービスを提供する場合の権利（いわゆるモード 4 のサービス）については、カナダの中でもケベックなど特定の州が、その自由化を強く要請している分野である。他方いくつかの加盟国にとってはセンシティブな問題であり、欧州委は EU 全体で統一的な解決策を見出すことは不可能であり、加盟各国で個別の対応が必要との認識である。

カナダは同行する配偶者や家族に対して居住許可と労働許可のどちらも発行するよう、EU に求めている。いくつかの加盟国は同行する配偶者や家族の入国を、貿易協定の交渉に入れるにはふさわしくない移民問題として認識している。

欧州委の内部文書によると、モード 4 の問題については今後の EU 法令における付属書や修正条項などに言及することで解決可能だとしている。その法令とは、2010 年 7 月に欧州委が提案し、現在欧州議会および EU 閣僚理事会（理事会）で審議中の「企業内転勤の枠組みでの第 3 国国籍者の入国および居住の条件に関する指令（ICT 指令）」のことである。しかし、欧州委は ICT 指令を CETA に適用させる際、多くの制限が出てくると予想する。例えば、ICT 指令案で認められているのは企業内転勤に限られ、契約によるサービス提供者や独立事業者は対象外となる点や、家族の居住権は認められるが労働権の自動的付与は含まれない点などである。

## ③ 投資保護

EU の「投資の最低限のプラットフォーム（MPoI）」は 2006 年に策定されたもので、EU が外国直接投資について排他的権限を獲得する 2009 年のリスボン条約発効まで主に使われていた。欧州委の認識では、MPoI は FTA で投資の章について交渉するための基礎として使われ続けている<sup>10</sup>。

欧州委の内部文書によると、CETA の交渉では MPoI に関する言及はない。市場アクセスの文

---

<sup>9</sup>（訳注）WTO サービス協定（GATS）で定義されたサービス貿易の 4 形態のうちの 2 つ。詳細は外務省ウェブサイトを参照。[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/gats\\_5.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/gats_5.html)

<sup>10</sup> 投資自由化含む

言や内国民待遇、最恵国待遇など、CETAの投資の章における特定の分野についてはMPoIに似ている部分もあるが、これらの分野においてどの程度MPoIが基礎となっているかは不明である。

近年、EUが外国直接投資において排他的権限を獲得し、投資保護がCETA交渉において最も論争を巻き起こす分野の1つであることを考慮すると、欧州委は以前存在した各加盟国の2国間協定（BIT）の集合体という文脈でその政治的立場を定めるべきである。ドイツのように多くの国とBITを締結している加盟国は、調和されたEUの立場を採択することに一定の留保を要求した。他方カナダは、NAFTAで米国企業がカナダの環境・社会法を攻撃するために投資保護規定を用いることに成功したという苦い経験から、強い投資保護の規定を盛り込むことに前向きではなかった。CETAでは、カナダはEU企業が同じような方法でCETAの投資規定を活用する道を制限するよう試みている。

投資保護における両者の違いを克服するために多くの進展が見られたが、いくつかの問題が残っている。以下が目立ったものである。

## (a) 金融部門での投資

EU とカナダは金融部門の投資における保護のレベルについて食い違っている。カナダはこれまでの経験から、金融システムの潜在的な影響力を恐れ、金融部門の投資を特別なケースとして扱う。このため、カナダは金融危機を防ぐため、しばしば外国投資家の利益を損なう形で収用や資本移転の制限といった措置をとり金融市場を厳格に統制している。CETA では、カナダが投資保護の保護水準の引き下げ（例えば、収用についてのみだが「ブルデンシャルな」収用について特別の除外規定を設ける）、ならびに信用秩序維持のための措置（Prudential measures）のすべてを投資家対国家の紛争解決（ISDS）の対象としないことによる投資家の ISDS へのアクセス制限を求めている。欧州委の内部文書によると、EU は金融部門におけるカナダの交渉姿勢に妥協の余地が多くはないことを認識しており、これらに対応するために EU は均衡性の原則<sup>11</sup>を採用することを条件に、ISDS からの信用秩序維持のための措置の除外規定を設けること、ならびに信用秩序維持のための措置の性質を決定するために ISDS を共同で見直す制度を設けることに合意する準備がある。場合によっては、この制度のもとで EU、カナダは当該紛争について ISDS を進めないで合意することができる。他方、こういった譲歩と引き換えに、EU はカナダに対して、公正衡平待遇の基準や、内国民待遇・最恵国待遇を含め、すべての投資保護の基準を金融サービスについても等しく適用するのを受け入れるよう求めることとしている。

## (b) 文化的な物品とサービス

カナダは文化的な物品やサービスを CETA の投資保護から除外するよう求めている。他方、EU は文化部門の新たな市場アクセスは求めているが、過去に有効な法に基づいて行われた投資については保護されるべきだと主張している。つまり文化部門で現在活動している EU の投資家の差別的待遇をなくすことなどが主眼にある。そのため、EU はカナダの要求に基本的には反対している。

<sup>11</sup> (訳注) とられる措置は目的に均衡するものでなければならないという基本原則

(c) 公正衡平待遇

カナダは国際慣習法の下で外国人に適用される公正衡平待遇の最低基準の採用を要求している。しかし EU はこの最低基準の適用が保護を弱めることを恐れている。可能な解決策としては、公正衡平待遇の基準を両方が受け入れられる方法で具体化するよう要求することである。

(d) 間接収用

カナダは間接収用の解釈について付属書などの形式で細かい規定を盛り込むよう提案。また、カナダは「正当な政策目的」のためのいかなる間接収用についても、公正衡平な補償金の支払いなしに、許容されるよう要求している。他方 EU は、間接収用に関する現存の慣行を成文化する文書の採択には合意しているものの、間接収用が発生したときに、公正衡平な補償の原則を適用しないということには強く反対している。

(e) 義務遵守条項（アンブレラ条項）

EU は、EU カナダの両者が投資家になったすべての企業を尊重し、両者が投資の契約義務および CETA の投資保護に関する条項の両方に拘束されることを確保する規定を盛り込むことを提案している。つまり、投資家は契約違反を理由に紛争解決手続きをとることを可能としたい。しかし、カナダはそのようなアンブレラ条項には反対しており、EU は懸念を示している。

### (3) 公共調達

WTO の政府調達協定（GPA）と CETA はおおよそ類似している。どちらも評価に関する規則や無差別待遇、オフセット、原産地規則を含む。しかし、CETA は 2 国間協定である一方、GPA は途上国や後発開発途上国（LDCs）に対する特別なルールを含むという点で、明らかな違いもある。ひとつ実質的な違いとしては、GPA では公示は紙または電子フォームの選択式であったが、CETA では電子手段により、無料で、単一のアクセスポイントを介して公示しなければならないと定められている。

カナダは 2011 年から GPA の対象を地方レベル（州および準州）まで拡大したが、これは州・準州以下のローカルレベルまでアクセスを許容したわけではない<sup>12</sup>。CETA における公共調達のルールはカナダの自治体や自治体関連機関、学校や公立大学、健康社会サービス機関（いわゆる MASH セクター）にも適用される。この点が、GPA との主な違いだ。

欧州委の内部文書によると、CETA における調達の提案はカナダやその州が NAFTA における米国を含めこれまで貿易相手と結んだ中で、もっとも野心的で包括的なものだという。MASH セクターも含めたことについて、EU は対象範囲の点で非常に満足している。しかし、EU は州レベルにおいて以下の点でさらなる市場アクセスを引き続き求めている。

- (a) ケベックとオンタリオの都市公共交通機関。これらの州は一定の現地調達要件を保持している。
- (b) ケベックとオンタリオ、ニューファンドランドのエネルギー。

---

<sup>12</sup> (訳注) 詳細は通商弘報記事 (<http://www.jetro.go.jp/biznews/516dff1286858>) を参照のこと。



- (c) 州に市場アクセスを制限させないために、「州・地方発展条項」は削除されるか、書き直されるべき。

#### (4) 地理的表示 (GI)

GI の保護は、CETA の交渉において最も論争を巻き起こしている議題の一つであり、2012 年 11 月時点では未解決の問題が山積していた。EU はカナダが特定の GI を認めることを要求し、カナダの製造者が EU に輸出する際にそれらの表示を使う事もできないし、カナダの輸入者は米国を含む第三国からそれらの名称を用いた製品を手に入れることもできないようにすることを求めている。

当初、カナダはチーズや食肉に関する GI についてのみ協議するつもりであった。しかし、最終的にはすべての食品にまで協議の対象を拡大する事で合意した。また、GI のリストについても、カナダは (GI の追加を認めない) 固定リストで準備を進めていたが、EU が将来的に追加の GI をリストに加えることができるオープンリスト方式を要請し、それを認めた。

カナダは限られた数の製品についてのみ GI の保護を認めるという報道もある。つまりカナダは複合的な名前の GI (例えばノルマンディー産のカマンベール) については認めるが、一般名称に似ている、あるいは関連する名称 (例えばパルメザン) についてはその保護を認めないとしている。これは特に、チーズの GI を境界線としてみている加盟国にとっては問題である。

EU の立場としては、CETA 発効後 10~15 年で一般名称として用いられる地理的表示をなくすこととしている。ただし、特定の一般名称については原産国の明記を条件に使用を認めるとみられる。さらに EU は、使用権利保持者以外は翻訳した場合でも使えないことを求めるが、他方カナダは一般名称については翻訳した場合は無条件の使用許可を求めている。そこで EU は、消費者に本来の原産地と誤解を与えないという厳しい条件の下であれば翻訳した名称が使えるポジティブリストの作成を提案している。

また、EU は GI と、CETA 発効前に申請、取得、登録された商標との共存を求めている<sup>13</sup>。他方カナダはこれに反対し、事前に取得した商標が優先し、商標と誤認混同の恐れのある地理的表示は登録できないようにすることを求めている。

GI と事前登録商標の使用の争いについて、EU の立場は 10 年間継続的にあるいは信頼ある方法で事前に使用されてきた商標については、CETA 発効から 10 年間で使用できないようにすべきとしている。他方カナダは、GI と (商標との半永久的な) 並存を求めている。EU が提案する解決法としては、使用停止までの期間を見直し、原産国の表示について追加的な条件を定め、現在の使用者のポジティブリストを作成するとしている。

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS) 23 条はワインとスピリッツの GI 保護を提供するものだが、カナダは TRIPS 協定における保護を認め、さらに追加的な措置を採択している。すなわち、2003 年に EU とカナダは、GI 保護について TRIPS 以上の約束を確保するワイン・スピリッツについて GI の相互承認協定を締結した。例えば、カナダは 21 種類の欧州産ワインと 5 種類の欧州産スピリッツについて一般名称としていたものを取りやめることで合

---

<sup>13</sup> (訳注) GI と商標が共存する場合、商標権侵害を理由に GI 製品を排除することはできない。

意し、それらをカナダでも GI 保護の登録をするものとした。欧州委の内部文書によると、カナダはこれらの TRIPS プラスの約束を CETA にも含める予定があり、結果として CETA はワイン・スピリッツについて TRIPS 以上の保護を提供する可能性があるとした。

まとめると、カナダは GI 保護に関する一般的な原則は認めたが、商標や一般名称に関する厄介な問題を含め細かい点ではまだ隔たりがある。いずれにせよ、GI は両者が歩み寄りつつある農業分野の一部である。そのため、農業の幅広い枠組みの中で、GI の問題に何らかの進展がみられる可能性がある。

アンケート返送先 FAX： 03-3587-2485

e-mail：ORD@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

# JETRO

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：EU カナダ FTA (CETA) の交渉状況

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～